

国民健康保険診療所事業会計予算

平成23年度 恵那市国民健康保険診療所事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度恵那市国民健康保険診療所事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 恵那市国民健康保険三郷診療所

(1) 外 来	年間延べ患者数	4, 301人
	1日平均患者数	17.7人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	347千円

2 恵那市国民健康保険飯地診療所

(1) 外 来	年間延べ患者数	6, 391人
	1日平均患者数	26.3人

3 恵那市国民健康保険岩村診療所

(1) 外 来	年間延べ患者数	16, 621人
	1日平均患者数	68.4人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	2, 030千円

4 恵那市国民健康保険山岡診療所（医科）

(1) 外 来	年間延べ患者数	8, 602人
	1日平均患者数	35.4人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	500千円

5 恵那市国民健康保険串原診療所

(1) 外 来	年間延べ患者数	1, 193人
	1日平均患者数	12.3人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	2, 274千円

6 恵那市国民健康保険山岡診療所（歯科）

(1) 外 来	年間延べ患者数	6, 128人
	1日平均患者数	23.5人

7 恵那市国民健康保険上矢作歯科診療所

(1) 外 来	年間延べ患者数	5, 1 2 5人
	1日平均患者数	2 3. 4人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	2, 5 9 4千円

8 恵那市透析センター

(1) 外 来	年間延べ患者数	2, 4 9 6人
	1日平均患者数	1 6. 0人

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 診療所事業収益		6 6 8, 7 0 0千円
第1項 医 業 収 益		5 2 8, 9 0 0千円
第2項 医 業 外 収 益		1 3 9, 8 0 0千円

	支	出
第1款 診療所事業費用		6 6 8, 7 0 0千円
第1項 医 業 費 用		6 6 2, 4 0 0千円
第2項 医 業 外 費 用		5, 3 0 0千円
第3項 予 備 費		1, 0 0 0千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額1, 6 0 0千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3 6 8千円、過年度分損益勘定留保資金1, 2 3 2千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的收入		2 5, 8 0 0千円
第1項 企 業 債		4, 6 0 0千円
第2項 出 資 金		2 1, 2 0 0千円

	支	出
第1款 資本的支出		2 7, 4 0 0千円
第1項 建設改良費		7, 7 4 5千円
第2項 企業債元金償還金		1 9, 6 5 5千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器備品 購入事業	千円 4, 6 0 0	普通貸借 又は 証券発行	2. 5 %以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融資条件に よる。ただし、企業財 政の都合によりその 全部又は一部を、繰上 償還又は低利に借り 換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5 0, 0 0 0千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した経費の予定額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3 5 7, 3 0 0千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりと定める。

- (1) 経営基盤強化対策に要する経費、地方公営企業に係る子ども手当に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 0, 6 7 4千円である。
- (2) へき地直営診療所運営のため、国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 5, 0 0 0千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1 6 7, 2 0 0千円と定める。

平成23年3月1日 提出

恵那市長 可知義明

